

# 会 則

令和6年4月23日改正版



船橋市立高根台第二小学校PTA

高根台第二小学校PTA会則

## 第1条 名称と事務所

本会は、船橋市立高根台第二小学校 PTA といいます。  
本会の事務所は同校内におきます。

## 第2条 目的

本会は保護者と教師が協力して、教育が憲法と教育基本法に基づいて行われるよう協力し共に研修し、また、地域の方々の協力を得て児童のしあわせを増進する事を目的とします。

## 第3条 方針

1. 公費教育予算の充実をはかります。
2. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
3. 他のいかなる団体及び機関の支配や干渉圧迫を受けません。
4. 特定の政党や宗教を支持しません。
5. この会、またはこの会の役員の名で公職選挙の立候補、および候補者の推薦をいたしません。また、営利を目的とする行為はいたしません。
6. 本会は学校管理及び人事に干渉しません。

## 第4条 活動

本会は目的達成のため、次の活動を行います。

1. 児童の学習、保健体育、生活指導などが適切に行われるように教育環境の条件整備をします。
2. 会員相互の研修と親睦をはかります。
3. 学校の施設、設備を充実させるために協力します。
4. サークル活動を助成します。
5. その他、目的達成に必要な活動を行います。

## 第5条 会員

1. 本会は、本会の目的に同意する本校児童の保護者(以下 P 会員とする)、教職員(以下 T 会員とする)を会員とし、常に平等の権利と義務があります。
2. P 会員は各家庭 1 名(代表者)の名前で登録することとします。但し P 会員の合意の下、その家庭の保護者が協力して本会の活動に参加することができます。
3. 会員はすべての会議に出席し、意見を述べるすることができます。

## 第6条 入会

1. 本会の入会希望者は、本会所定の手続きと会費の支払いにより入会できます。
2. 加入後は申し出がない限り、原則自動継続されます。

## 第7条 会費

1. 会員は、指定銀行からの一括口座振替により会費を納入します。
2. 会費は 2,160 円/年とします。
3. 転入等により年度途中で加入する場合、入会初年度の会費は入会期間に応じて会費金額を月割り計算することにより算出するものとします。
4. 会費は、運営委員会で必要と認められた場合、定時総会での承認を得て見直すことができます。

## 第8条 退会

1. 会員は、本会が定めた期間に、本会所定の手続きにより退会意思を表明し、任意に退会することができます。
2. 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなします。
  - ① P 会員の場合で、子の卒業または転校等により、本校児童の保護者でなくなったとき
  - ② T 会員の場合で、勤務校の異動等により、本校の教職員でなくなったとき

3. 退会は年度毎とし、会費の返金はありません。

## 第9条 運 営 経 費

1. 本会の経費は、会費とその他の収入をもってあてます。
2. 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に支出することはできません。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第10条 役 員

1. 本会に次の役員をおきます。定時総会の承認をもって決定し、任期は1年とします。  
但し、役員が欠員となった場合は運営委員会で選考決定することとし、その任期は前任者の残任期間とします。
  - ① 事務局 3～4名
  - ② 校内担当 3～4名
  - ③ 校外担当 5～6名（学区連絡会の事務局校年度は1名追加）
  - ④ 学校支援担当 3～4名
  - ⑤ 庶務 2名
  - ⑥ 会計 2名
  - ⑦ IT担当 2名
2. 役員の任務は次のとおりです。
  - ① 事務局
    - ・ 役員会及び運営委員会の運営、司会進行を行います。
    - ・ 運営委員会及び総会の資料作成を取り纏めます。
    - ・ 役員間及び学校との連携を実践します。
  - ② 校内担当
    - ・ 校内行事においては、本会を代表し統括します。
    - ・ 会員の意見をとりまとめ、これを本会の活動に反映させます。
    - ・ 会員や保護者に向けた書類の発行を行います。
    - ・ 次期役員を総会で推薦するための活動をします。
    - ・ 補導委員を選出するための活動を支援をします。
  - ③ 校外担当
    - ・ 校外においては、本会を代表し統括します。
    - ・ 他の団体及び機関との連携を行います。
    - ・ 児童の校外生活を健全に育成するため、計画し実践します。
  - ④ 学校支援担当
    - ・ 学校行事に係るボランティア活動を主体となり推進します。
    - ・ 児童の学校生活が安全で快適になるよう計画し、実践します。
  - ⑤ 庶務
    - ・ 役員会及び運営委員会、総会の議事を正確に記録し、会務を処理します。
    - ・ 次年度定時総会の活動報告資料を作成します。
    - ・ PTA 会議室及びその備品を、安全に問題なく使用できるように管理します。
    - ・ ベルマークの集計作業を支援します。
  - ⑥ 会計
    - ・ 当年度総会で決定された予算に基づいて、その収支にあたり会計の事務を行います。
    - ・ 次年度定時総会で収支を報告します。
    - ・ 年度末の会計監査にかかる活動を主体となり行います。
    - ・ 次年度予算案の作成を行い、運営委員会及び総会において承認を得ます。
  - ⑦ IT担当
    - ・ 本会で登録しているアカウントの運用管理を行います。
    - ・ 会員の氏名及びメールアドレス管理を適切に行います。
    - ・ 他の役員からの依頼に基づき、資料の電子発行(QRコード作成)や、アンケート等のフォーム作成を

行います。

- ・ アンケート等を実施する際は、依頼元役員の指示に基づきこれを運用し、終了後に集計結果を依頼元役員に共有します。
3. 役員を選考決定する際、令和6年度以降の役員経験者、及び令和5年度以前の本部役員経験者、各委員会の委員長経験者については、在学児が下の兄弟であっても、選考対象外とします。
  4. 会員の3分の1以上が、役員の不信任を運営委員会に要求した時は、ただちに総会を開きます。この場合、任期中といえどもその役員は資格を停止し、総会の決定を待ちます。

#### 第11条 会計監査

1. 本会には会計監査を1名(T会員1名)おきます。定時総会の承認をもって決定し、任期は1年とします。
2. 会計監査は本会会計の運営について監査し、総会に報告します。

#### 第12条 補導委員

1. 本会には補導委員を1名おき、学校長はこれを船橋市青少年補導委員候補者として選出します。任期は2年とします。
2. 補導委員は、船橋市青少年センターの定める活動を実施します。
3. 補導委員経験者は、役員経験者と同等の扱いとし、補導委員を選考決定する必要がある場合は、役員の選考決定の場合と同じ手順とします。

#### 第13条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関です。
2. 定時総会は年1回とし、毎年4月期と定め、事務局がこれを招集します。
3. 総会の議長は総会出席者の中から選びます。但し、役員、会計監査及びその候補者は除きます。
4. 総会では次のことを審議決定します。
  - ① 前年度の活動報告、会計決算報告、会計監査報告とその承認
  - ② 本年度の活動計画、予算
  - ③ 本年度の役員及び会計監査の承認
  - ④ 会則の変更、その他の事項
5. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上から要求があった場合に開きます。
6. 総会は5日以前に通知し、会員の5分の1以上出席しなければ、この会議を開くことはできません。但し、委任状による出席は認められますが、議決権の行使は認めません。
7. 総会の議決は、委任状による出席者を除く出席者の過半数で決めます。
8. 総会の実施を、書面または電磁的方法をもって替える場合は次の要件を満たす必要があります。
  - ① 総会開始以前に、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を収集します。
  - ② これについて運営委員会または役員会で議論します。
  - ③ 議論結果および議案を記載した開催案内を会員に送付します。
  - ④ 総会期間は、開催通知した時点から、回答提出期限までとし、その間5日以上の間を設けます。
  - ⑤ 回答者を出席者とみなします。
  - ⑥ 議決については、第7項に定める通りとします。

#### 第14条 運営委員会

1. 運営委員会は次から構成されます。  
役員、学校代表者、補導委員、サークル協議会代表者、特別委員会代表者、その他運営委員会です承した者
2. 運営委員会は事務局がこれを招集します。
3. 議長は事務局の中から選びます。
4. 運営委員会は次のことを実行します。
  - ① 総会で決定された事項を実行します。
  - ② 総会に提出する議案の作成及び審議決定を行います。

- ③ 各構成員より提出された議案の審議決定を行います。
  - ④ 会員相互の研修と親睦を図るための企画をします。
  - ⑤ 会の連絡調整及び運営について必要なことを行います。
5. 運営委員会における代理人の議決権を認めます。

#### 第15条 役員会

- 1. 役員会は役員から構成されます。
- 2. 役員会は事務局がこれを招集します。
- 3. 議長は事務局の中から選びます。
- 4. 役員会は次のことを実行します。
  - ① 総会、運営委員会に提出する議案等を準備します。
  - ② 急事項の処理をします。

#### 第16条 特別委員会

- 1. 特別委員会は、運営委員会が必要と認めた場合設置することができます。

#### 第17条 議決成立要件

- 1. 総会以外の会議は議決権をもつ委員の2分の1以上の出席者をもって成立し、議決はその出席者の過半数の同意を必要とします。

#### 第18条 会則変更

- 1. 運営委員会が必要と認められた場合、会則に反しない限りの細則の設定と改廃を行うことができます。但し、総会に報告します。
- 2. 運営委員会、及び総会で必要と認められた場合、会則を変更することができます。

## 細 則

### [ サークル 規 則 ]

- 第1条 サークルは5名以上の会員で構成し、運営委員会に申請・承認を得ることにより成立します。  
第2条 原則として、月1回以上の活動を行うこととします。  
第3条 年度初めに会合を設け活動の継続を決め運営委員会に報告します。

### [ 慶 弔 規 則 ]

会員相互の親睦を深め、本会の直接関係者に儀礼をつくるために次のような規定を設けます。

#### 第1条 事故に対する場合

##### ① 対象の基準

- イ 児童…… 登校、下校での入院を必要とするけがの場合。  
戸外での不慮の事故で1週間以上入院した場合。  
病気で1ヵ月程度入院した場合。

- ロ 会員…… 事故または病気で1ヵ月程度入院した場合。

##### ② 見舞いの基準額…5,000円

#### 第2条 死亡に対する場合

対象の範囲は児童、会員で弔金の基準額は5,000円とします。

#### 第3条 結婚、出産に対する場合

対象はT会員で、祝い金の基準額は5,000円とします。

出産は、配偶者による出産も含みます。

#### 第4条 その他の場合

本会の直接関係者に儀礼をなす必要のある場合、及び特別の場合は役員会にはかり、適当な額を決定し運営委員会に報告します。

追記 平成4年4月18日、一部改正します。  
平成5年4月24日、一部修正します。  
平成7年5月6日、一部改正します。  
平成10年4月21日、一部改正します。  
平成11年4月17日、一部改正します。  
平成14年4月23日、一部改正します。  
平成17年4月27日、一部改正します。  
平成19年3月12日、一部改正します。  
平成21年4月20日、一部改正します。  
平成22年4月26日、一部改正します。  
平成23年4月26日、一部改定します。  
平成24年4月26日、一部改定します。

平成25年4月25日、一部改訂します。  
平成26年4月25日、一部改定します。  
平成27年4月24日、一部改定します。  
平成28年4月27日、一部改定します。  
平成29年4月28日、一部改定します。  
平成30年4月27日、一部改定します。  
平成31年4月26日、一部改定します。  
令和2年7月6日、一部改正します。  
令和3年4月28日、一部改正します。  
令和4年4月27日、一部改正します。  
令和5年4月26日、一部改正します。  
令和6年4月23日、一部改正します。